

春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年3月25日 NO.10

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

新型コロナウイルスの猛威 納税緩和措置の活用を

国税庁は9日、各税務署に対し「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」とする指示文書を発表しました。

相当の損害を受けた、売上急減で納付が出来ないなどの納税者に対して、災害としての対応による納税の猶予・換価の猶予への適切な対応を行うよう通達しました。

納税の猶予

コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することができない場合、1年間の納税の猶予が受けられます。納税期間の延長も認められます。申請期限は、災害のやんだ日から2カ月以内ですが、払いきれなくなったらすぐに申請書を提出しましょう。

損失判断、担保・差押え要件も緩和される可能性があります。換価の猶予から納税の猶予への変更も可能です。

換価の猶予（職権型、申請型）

納税の猶予が適用できない場合、または納税の猶予期間内に納付が終わらなかった場合など、換価の猶予が適用できます。申請型換価の猶予の申請期間は納付期限から6か月以内です。猶予期間は1年ですが、延長も認められます。

災害による猶予の場合、延滞税が免除されます。申請が出来ない場合でも税務職員の職権による換価の猶予などで柔軟に対応するよう国税庁は求めています。

滞納処分の停止、猶予期間中の新規滞納など

今後も納付が困難であると見込まれる納税者については、被災状況などの調査を行うとともに事業廃止などについては必要に応じて滞納処分の停止の検討を行うとされています。猶予期間中の新たな滞納についても、猶予に組み込むよう通達されています。

家族や従業員がコロナウイルスに感染した、除染消毒で在庫を破棄せざるをえなくなった、キャンセルが相次ぎ事業を休廃業したなど、様々なケースでの税緩和措置が受けられます。民商にご相談ください。



その他の混雑緩和対策・支払い猶予措置

- 市役所、県税事務所なども納税猶予申請制度あり
- 社会保険料、労働保険料（雇用保険・労災保険）も納税猶予制度あり
- 自動車の永久抹消登録＝通常3/31まで → 期限後15日以内の4/15まで延長
- 3月・4月の在留外国人許可申請 → 1カ月後まで延長
- 電気・ガス料金＝1カ月の支払い猶予 ○携帯電話大手3社＝5月末までの支払い猶予
- 生命保険保険料＝最長6カ月の支払い猶予 ○リース料＝一部リース会社支払い猶予
- コロナウイルス治療費 ＝ 「指定感染症」「検疫感染症」扱いにて治療費は公費負担

3・13重税反対統一行動 川越地域、東松山比企地域

3/13、51年目となる3・13重税反対全国統一行動が開催され、川越地域、東松山比企地域共にコロナウイルス蔓延防止対策として規模を縮小し集団申告を行いました。

確定申告納期限は、所得税4/16、消費税4/30までの延期となっています。



Facebook、コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小業者支援

フェイスブックは3/17、中小業者支援に100億円の支援金を提供すると発表。世界30か国以上の3万社を対象に、支援を打ち出しました。Facebook内に公式ページを開設していない事業者も対象。人員維持、地代家賃カバー、顧客拡大、営業費用カバーなどへの用途資金として。

専用ページでは、数週間以内に申し込み受付開始とのこと。右のQRコード読み取りで専用ページにアクセスできます。



4/1、120年ぶり民法改正 業者として確認しておきたい変更点

民法が今年4月1日から、約120年ぶりに改正されます。事業者として知っておきたい改正点についてお知らせします。

- ① 利息が生じる債権に関する法定利率 ◆現行年5% → 年3%、3年ごと見直し
☆金銭の貸借などで利息を提示しない場合、法定金利は3%となります。
- ② 債権等の消滅時効 ◆現行10年 → 5年へと短縮
☆訴訟や督促での中断がない限り、行使できると知った時から5年で時効。
- ③ 瑕疵担保責任の改正 ◆「瑕疵担保責任」→「契約不適合責任」へ
☆請負契約、売買契約での責任義務増加。契約書の改定が必要。
建設業の工事請負契約書、製造業の取引基本契約書も。
- ④ 個人根保証契約の保証人の責任等 ◆限度額を定めなければ無効
☆家賃収入の方、賃貸契約の連帯保証人の最大保証額を記載する必要あり。
☆従業員を雇う時の、身元保証人にも適用する。
- ⑤ 不当行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止
◆一定のケースでは相殺禁止の緩和も

☆自動車修理業の方、交通事故などで自分と相手の賠償金の相殺可能に。

(その他の法律) 労働基準法の一部を改正する法律

◆未払賃金請求権 5年に延長（当面は3年）。賃金台帳保存も5年間。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

◆配偶者居住権 配偶者が亡くなった家にずっと住んでいいですよという権利

3月・4月の日程 自主計算会木曜日 13:30～

川越＝4/2、4/16 東松山＝3/26、4/9

4/3(金) 三役会 10(金) 共済・財政会議/理事会 19:00/19:30～

16(木) 所得税及び復興特別税申告・納付期限

30(木) 消費税及び地方消費税申告・納付期限